

「「新しい東北」官民連携推進協議会」の名称並びに「「新しい東北」官民連携推進協議会」運営要綱の改正について（案）

「「新しい東北」官民連携推進協議会」の名称を「「新しい東北」復興ノウハウ連携協議会」に改める。また、「「新しい東北」官民連携推進協議会 運営要綱」を、次の表のように改正する。

改正後	改正前
「新しい東北」<u>復興ノウハウ連携協議会</u> 運営要綱 (趣旨) 第一条 この要綱は、「新しい東北」<u>復興ノウハウ連携協議会</u>（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。 (目的) 第二条 協議会は、東日本大震災からの復興の加速化を図るとともに、復興を契機に、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の地域の抱える課題を克服し、我が国や世界のモデルとなる創造と可能性の地としての「新しい東北」の<u>創造に向けたこれまでの取組を通じて蓄積されたノウハウを、地方創生の取組のモデルケースとして、被災地内外に普及展開するため、多様な主体が連携して情報の共有や交換を行うことを目的とする。</u> (会員) 第三条 協議会は別紙の会員をもって組織する。 (代表等) 第四条 協議会に、代表及び副代表を置く。 2 代表は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 副代表は、<u>代表</u>を補佐する。	「新しい東北」<u>官民連携推進協議会</u> 運営要綱 (趣旨) 第一条 この要綱は、「新しい東北」<u>官民連携推進協議会</u>（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。 (目的) 第二条 協議会は、東日本大震災からの復興の加速化を図るとともに、復興を契機に、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の地域の抱える課題を克服し、我が国や世界のモデルとなる創造と可能性の地としての「新しい東北」<u>を実現するため、被災地で事業展開されている多様な主体による取組に関する情報の共有や交換を進め、当該主体間における様々な連携の推進につなげていくことを目的とする。</u> (会員) 第三条 協議会は別紙の会員をもって組織する。 (代表等) 第四条 協議会に、代表及び副代表を置く。 2 代表は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 副代表は、<u>会長</u>を補佐する。

4 協議会に、事業運営上必要な事項について決定し処理するため、運営委員会を置く。

(事務局)

第五条 協議会の事務を処理するため、復興庁に事務局を置く。

(その他)

第六条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別途定める。

4 協議会に、事業運営上必要な事項について決定し処理するため、運営委員会を置く。

(事務局)

第五条 協議会の事務を処理するため、復興庁に事務局を置く。

(その他)

第六条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別途定める。